

都市緑地法第45条第4項の規定による緑地協定の認可申請がありましたので、都市緑地法第46条第1項の規定により、当該申請書の内容を公告し、関係人の縦覧に供します。

なお、都市緑地法第46条第2項の規定により、当該申請書の内容については、縦覧期間満了日までに市長に意見書を提出することができます。

平成29年5月25日

京都市長 門川大作

1 協定の名称

京都市左京区下鴨神社地区緑地協定

2 協定の期間

10年

3 協定の区域

京都市左京区下鴨泉川町60番，60番2

4 協定の縦覧場所

京都市中京区河原町二条上る清水町359番地ABビル3階

京都市建設局みどり政策推進室

5 協定の縦覧期間

平成29年5月25日（木）から平成29年6月8日（木）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

6 協定の縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（建設局みどり政策推進室）